

新旧对照表

現 行
(定義) 第 1 条 この条例において「高齢者等」とは、高齢者、障害者その他心身機能の低下した者、妊婦、乳幼児を同伴する者その他の日常生活又は社会生活に行動上の制限を受ける者をいう。 2 この条例において「公益的施設」とは、社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育文化施設、購買施設、公共の交通機関の施設その他の県民の共同の福祉又は利便のための施設で規則で定めるものをいう。 3 この条例において「公共施設」とは、道路、公園その他の公共の用に供する施設で規則で定めるものをいう。 4 この条例において「共同住宅等の施設」とは、共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場で規則で定める規模以上のものをいう。 5 この条例において「特定施設」とは、公益的施設、公共施設及び共同住宅等の施設をいう。 6 この条例において「特定建築物」とは、特定施設の用途に供される建築物であって、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）<u>第 2 条第16号</u>に規定する特定建築物をいう。 7 この条例において「特別特定建築物」とは、特定施設の用途に供される建築物であって、<u>法第 2 条第17号</u>に規定する特別特定建築物をいう。 8 この条例において「小規模購買施設等の施設」とは、公益的施設に該当しない小規模の購買施設その他の県民の共同の福祉又は利便のための施設で規則で定めるものをいう。 9 この条例において「公共車両」とは、鉄道の車両及び乗合自動車で規則で定めるものをいう。 (特定施設整備基準) 第13条 知事は、特定施設の構造及び設備の整備について必要な基準（以下「特定施設整備基準」という。）を定めるものとする。 2 前項の基準は、次に掲げる事項について特定施設の種類の区分に応じて規則で定めるものとする。 (1) <u>車いす</u>で通行できる傾斜路の設置 (2) <u>車いす</u>で通行できる幅員の確保 (3) 視覚障害者誘導用ブロックの設置その他の高齢者等の利用に配慮した誘導又は案内の設備の設置 (4) 階段の手すりの設置 (5) 車いすで利用できるエレベーター、便所及び駐車場の設置 (6) 前各号に掲げるもののほか、高齢者等の利用に配慮すべき事項 (建築物移動等円滑化基準に付加する事項) 第24条の 6 法第14条第 3 項の規定により同条第 1 項の建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、別表第 2 の左欄に掲げる建築物特定施設（<u>法第 2 条第18号</u>に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項であって規則で定めるもの（政令第11条から<u>第23条</u>までに規定するものを除く。）とする。 2 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、前項の規定は、当該増築等に係る部分に限り、適用する。 3 前 2 項の規定は、知事が、これらの規定による場合と同等以上に建築物特定施設を円滑に利用できると認めるとき、又は地形、敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況その他のやむを得ない理由によりこれらの規定によることが困難であると認めるときは、適用しない。

改 正 案
(定義) 第 1 条 この条例において「高齢者等」とは、高齢者、障害者その他心身機能の低下した者、妊婦、乳幼児を同伴する者その他の日常生活又は社会生活に行動上の制限を受ける者をいう。 2 この条例において「公益的施設」とは、社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育文化施設、購買施設、公共の交通機関の施設その他の県民の共同の福祉又は利便のための施設で規則で定めるものをいう。 3 この条例において「公共施設」とは、道路、公園その他の公共の用に供する施設で規則で定めるものをいう。 4 この条例において「共同住宅等の施設」とは、共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場で規則で定める規模以上のものをいう。 5 この条例において「特定施設」とは、公益的施設、公共施設及び共同住宅等の施設をいう。 6 この条例において「特定建築物」とは、特定施設の用途に供される建築物であって、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）<u>第 2 条第18号</u>に規定する特定建築物をいう。 7 この条例において「特別特定建築物」とは、特定施設の用途に供される建築物であって、<u>法第 2 条第19号</u>に規定する特別特定建築物をいう。 8 この条例において「小規模購買施設等の施設」とは、公益的施設に該当しない小規模の購買施設その他の県民の共同の福祉又は利便のための施設で規則で定めるものをいう。 9 この条例において「公共車両」とは、鉄道の車両及び乗合自動車で規則で定めるものをいう。 (特定施設整備基準) 第13条 知事は、特定施設の構造及び設備の整備について必要な基準（以下「特定施設整備基準」という。）を定めるものとする。 2 前項の基準は、次に掲げる事項について特定施設の種類の区分に応じて規則で定めるものとする。 (1) <u>車椅子</u>で通行できる傾斜路の設置 (2) <u>車椅子</u>で通行できる幅員の確保 (3) 視覚障害者誘導用ブロックの設置その他の高齢者等の利用に配慮した誘導又は案内の設備の設置 (4) 階段の手すりの設置 (5) <u>車椅子</u>で利用できるエレベーター、便所及び駐車場の設置 (6) 前各号に掲げるもののほか、高齢者等の利用に配慮すべき事項 (建築物移動等円滑化基準に付加する事項) 第24条の 6 法第14条第 3 項の規定により同条第 1 項の建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、別表第 2 の左欄に掲げる建築物特定施設（<u>法第 2 条第20号</u>に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項であって規則で定めるもの（政令第11条から<u>第25条</u>までに規定するものを除く。）とする。 2 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、前項の規定は、当該増築等に係る部分に限り、適用する。 3 前 2 項の規定は、知事が、これらの規定による場合と同等以上に建築物特定施設を円滑に利用できると認めるとき、又は地形、敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況その他のやむを得ない理由によりこれらの規定によることが困難であると認めるときは、適用しない。

現行

別表第 1 （第24条の 5 関係）

建築物	規模
1 学校	すべての規模。ただし、政令第11条から第21条まで及びこの条例第24条の 6 第 1 項の規定(以下この表において「基準規定」という。)のうち規則で定めるものを適用する場合にあっては、規則で定める規模とする。
2 病院又は診療所	
3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
4 集会場又は公会堂	
5 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
7 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
8 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	
9 博物館、美術館又は図書館	
10 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	
11 自動車教習所	
12 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
13 公衆便所	
14 公共用歩廊	
15～25 （略）	（略）

備考 床面積、戸数又は室数とは、新築の場合にあっては当該建築物の床面積、戸数又は室数を行い、増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては当該建築物の増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積、戸数又は室数をいう。

別表第 2 （第24条の 6 関係）

建築物特定施設	事項
出入口	出入口の幅、戸又は扉の構造、点状ブロック等の設置その他の出入口の構造及び配置に関する事項
廊下等	廊下等の幅、表面の仕上げ、手すり、点状ブロック等又は車いすが転回できる場所の設置その他の廊下等の構造及び配置に関する事項
階段	表面の仕上げ、手すり、点状ブロック等又は標識の設置その他の階段の構造及び配置に関する事項
傾斜路	傾斜路の幅及び勾配、表面の仕上げ、手すり、踊場又は点状ブロック等の設置その他の傾斜路の構造及び配置に関する事項
エレベーターその他の昇降機	エレベーターの設置、かご又は乗降ロビーの構造、標識の設置その他の昇降機の構造及び配置に関する事項
便所	表面の仕上げ、便房、便器又は洗面器の設置及び構造、手すり又は標識の設置その他の便所の構造及び配置に関する事項
ホテル又は旅館の客室	車いすを使用している者が円滑に利用できる客室の設置、表面の仕上

改 正 案

別表第 1 （第24条の 5 関係）

建築物	規模
1 学校	<u>全ての規模。</u> ただし、政令第11条から第22条まで及びこの条例第24条の 6 第 1 項の規定 (以下この表において「基準規定」という。) のうち規則で定めるものを適用する場合にあっては、規則で定める規模とする。
2 病院又は診療所	
3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
4 集会場又は公会堂	
5 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
7 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
8 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	
9 博物館、美術館又は図書館	
10 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	
11 自動車教習所	
12 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
13 公衆便所	
14 公共用歩廊	
15～25 （略）	(略)

備考 床面積、戸数又は室数とは、新築の場合にあっては当該建築物の床面積、戸数又は室数を行い、増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては当該建築物の増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積、戸数又は室数をいう。

別表第 2 （第24条の 6 関係）

建築物特定施設	事項
出入口	出入口の幅、戸又は扉の構造、点状ブロック等の設置その他の出入口の構造及び配置に関する事項
廊下等（廊下その他これに類するものをいう。 <u>以下同じ。</u> ）	廊下等の幅、表面の仕上げ、手すり、点状ブロック等又は車椅子が転回できる場所の設置その他の廊下等の構造及び配置に関する事項
階段	表面の仕上げ、手すり、点状ブロック等又は標識の設置その他の階段の構造及び配置に関する事項
傾斜路	傾斜路の幅及び勾配、表面の仕上げ、手すり、踊場又は点状ブロック等の設置その他の傾斜路の構造及び配置に関する事項
エレベーターその他の昇降機	エレベーターの設置、籠又は乗降ロビーの構造、標識の設置その他の昇降機の構造及び配置に関する事項
便所	表面の仕上げ、便房、便器又は洗面器の設置及び構造、手すり又は標識の設置その他の便所の構造及び配置に関する事項
劇場等（劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂をいう。以下同じ。）の客席	車椅子を使用している者が円滑に利用できる場所の設置及び構造その他の劇場等の客席の構造及び配置に関する事項
ホテル又は旅館の客室	車椅子を使用している者が円滑に利用できる客室の設置、表面の仕上

現 行		
		げ、便所及び浴室の設置及び構造その他のホテル又は旅館の客室の構造及び配置に関する事項
敷地内の通路		敷地内の通路の幅、表面の仕上げ、手すり又は点状ブロック等の設置その他の敷地内の通路の構造及び配置に関する事項
駐車場		<u>車</u> いすを使用している者が円滑に利用できる駐車施設の設置及び構造、標識の設置その他の駐車場の構造及び配置に関する事項
浴室等		表面の仕上げ、出入口の幅、手すりの設置その他の浴室等の構造及び配置に関する事項

改 正 案		
		げ、便所及び浴室の設置及び構造その他のホテル又は旅館の客室の構造及び配置に関する事項
敷地内の通路		敷地内の通路の幅、表面の仕上げ、手すり又は点状ブロック等の設置その他の敷地内の通路の構造及び配置に関する事項
駐車場		<u>車椅子</u> を使用している者が円滑に利用できる駐車施設の設置及び構造、標識の設置その他の駐車場の構造及び配置に関する事項
浴室等	<u>(浴室又はシャワー室をいう。以下同じ。)</u>	表面の仕上げ、出入口の幅、手すりの設置その他の浴室等の構造及び配置に関する事項